

2019年全国消費実態調査（甲調査）標本抽出の方法

1. 標本抽出の方法

全国消費実態調査（甲調査）の標本抽出は、市部と郡部に分けて行う。市部では各市の調査単位区を第1次抽出単位、世帯を第2次抽出単位とする層化2段抽出法により調査世帯を抽出する。郡部では、町村を第1次抽出単位、各町村の調査単位区を第2次抽出単位、世帯を第3次抽出単位とする層化3段抽出法により調査世帯を抽出する。

なお、市町村構成は2019年1月1日現在のものとする。

(1) 調査町村の抽出

地理的配置、産業別特徴などを考慮して、調査町村を抽出する。

(2) 調査単位区の抽出

平成27年国勢調査の調査区を抽出フレームとし、市区町村ごとに「基本調査」と「簡易調査」の調査単位区をそれぞれ抽出する。

「基本調査」は、近接する国勢調査2調査区を1調査単位区とし、「簡易調査」は、国勢調査1調査区を1調査単位区とする。

(3) 調査世帯の抽出

「基本調査」調査単位区、「簡易調査」調査単位区ともに、調査員の実地踏査等により作成した調査単位区世帯名簿から、二人以上の世帯10世帯、単身世帯2世帯を抽出する。

2. 調査単位区数及び調査世帯数の配分

(1) 調査単位区数及び調査世帯数

「基本調査」の調査単位区数は約3,300単位区、調査世帯数は、二人以上の世帯を約33,300世帯、単身世帯を約6,700世帯とする。

「簡易調査」の調査単位区数は約3,600単位区、調査世帯数は、二人以上の世帯を約36,400世帯、単身世帯を約7,300世帯とする。

(2) 二人以上の世帯の配分

調査世帯数は、都市階級ごとに設定した最低配分数に従い各調査市町村に配分する。

ただし、結果精度維持のため都道府県や県内経済圏の単位で最低配分数を確保するための調整を行うほか、「基本調査」においては、家計調査の調査世帯を全国消費実態調査の集計に用いることから、家計調査の対象市の一部及び同調査の対象町村と同一経済圏に属する町村において、家計調査の調査世帯数を考慮した調整を行う。

(3) 単身世帯の配分

1 調査単位区当たり 2 世帯を配分する。

ただし、単身世帯が少ない調査単位区が抽出された場合は、当該調査単位区の単身世帯数に応じた調整を行う。